

千葉県農村地域産業導入基本計画概要

1 目的

農村産業法第4条に基づき、県内の農村地域への産業の導入について、業種選定の考え方や農業従事者の就業目標、土地利用の方針等を定めている。

市町村は、基本計画に基づき実施計画を定める（県が承認）ことで、各種支援措置を受けることができる。

2 対象区域

29市町村

銚子市、館山市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、神崎町、多古町、東庄町、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

3 導入業種の考え方（下記に基づき、市町村が選定）

農業と導入産業（農業用施設での農業も含む）との均衡ある発展、地域社会との調和、低公害・環境保全、地域資源の活用・農業との相互補完



農産物直売所



農家レストラン



農泊



木質バイオマス発電



〔食品加工〕

4 支援措置

金融上の措置、税制上の措置、土地利用上の措置

※農地法上の特例

（第1種農地等の転用可・4ha超農地の農林水産大臣協議不要）

※農振法上の特例

（農用地区域からの除外・線的整備8年経過対象外）

5 産業導入地区の設定

下記に留意し、市町村が区域を設定

- ・農振整備基本方針との整合
- ・各種土地利用計画との整合
- ・県が推進する計画や事業との整合
- ・造成済未活用地等の優先活用
- ・立地ニーズや事業実現見通しの確保

6 その他の規定（下記の規定等を実施計画に盛り込む）

- ・実施計画に基づく取組進捗状況や目標達成状況のフォローアップの実施
- ・事業者の撤退時のルールの策定